（保安規定）

第八十七条　［略］

2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあっては、第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3～5　［略］

（事故故障等の報告）

第百二十九条　［略］

一・二　［略］

三　発電用原子炉設置者が、安全機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四　火災により安全機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

五～十四　［略］

（保安規定）

第八十七条　［略］

2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあっては、第七十七条第一項若しくは第二項の評価の結果又は第三項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3～5　［略］

（事故故障等の報告）

第百二十九条　［略］

一・二　［略］

三　発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が研開炉技術基準規則第五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四　火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

五～十四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。